

(様式2)

処分基準（不利益処分関係）

(変更)

		担当課	農地・担い手 対策室	検索番号	1-2
法令名	農地法	根拠条項	39-1		
許認可等	農地中間管理権の設定に関する裁定				
(根拠規定)					
<p>都道府県知事は、第三十七条の規定による申請に係る農地が、第三十八条第一項の意見書の内容その他当該農地の利用に関する諸事情を考慮して引き続き農業上の利用の増進が図られないことが確実であると見込まれる場合において、農地中間管理機構が当該農地について農地中間管理事業を実施することが当該農地の農業上の利用の増進を図るため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、農地中間管理権を設定すべき旨の裁定をするものとする。</p> <p style="text-align: right;">(法第三十九条)</p>					
(許認可等の基準)					
○農地法関係事務に係る処理基準について（平成12年6月1日付け12構改第B404号事務次官通知 別紙1 第13）					
2 裁定					
<p>都道府県知事は、法第39条第1項（法第41条第2項において読み替えて準用する場合を含む。(1)において同じ。）の規定により農地中間管理権又は法第41条第1項に規定する農地を利用する権利（以下「農地中間管理権等」という。）を設定すべき旨の裁定（以下「裁定」という。）をする場合は、次によるものとする。</p> <p>(1) 法第39条第1項の「当該農地の利用に関する諸事情」とは、農地中間管理権にあつては裁定に係る申請書及び所有者等からの意見書によって把握したその農地の利用の現況、所有者等の農業経営の状況等を、法第41条第1項に規定する農地を利用する権利にあつては裁定に係る申請書及び法第32条第3項（法第33条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による公示後の農業委員会からの聴き取りによって把握したその農地の利用の現況等をいい、裁定に当たっては、その農地の利用に関する事情をできるだけ幅広く、かつ、客観的に把握することが適当である。</p> <p>(2) 農地中間管理権等を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積、その権利の内容並びにその権利の始期及び存続期間は、申請の範囲を超えてはならない。</p> <p>(3) 農地中間管理権等の内容は、農地の現況及び用途からみて通常用いられる範囲内の利用形態であることとする。例えば、水田に土盛りをして畑として果樹を植栽したり、畑を開田して水稻を栽培したりすることは裁定をする場合における農地中間管理権等の内容としては認められない。</p> <p>(4) 裁定をする場合における借賃又は借賃に相当する補償金の額については、農業委員会の提供等による当該農地の近傍類似の農地の借賃等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>この場合、農地中間管理権等の設定を受ける農地中間管理機構が当該農地を利用するために復旧工事を行う必要があると都道府県知事が認めるときは、復旧に必要な費用として算定した額を勘案して借賃又は借賃に相当する補償金の額から減額することができるものとする。</p> <p>なお、法第41条第1項に規定する農地を利用する権利に係る借賃に相当する補償金の額は、当該権利の存続期間に係る金額である。</p>					